6　他の計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、教育振興基本計画（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項の規定により市町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）、自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画をいう。以下同じ。）、障害者計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画（以下「市町村整備計画」という。）その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとすることが必要である。

なお、他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

二　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

なお、指定都市等及び児童相談所設置市（児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。）にあっては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

1　教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の㈠の⑵に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の㈠の⑵に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとすること。

2　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

㈠　各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（⑶については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所（法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

その際、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

また、都市部を中心とする待機児童の存在に対応した基盤整備を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満三歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満三歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。

保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。

必要利用定員総数及び保育利用率を定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関等（以下「地方版子ども・子育て会議」という。）においてその算出根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算出根拠の透明化を図ること。

⑴　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）

⑵　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

⑶　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　満一歳未満並びに満一歳及び満二歳の区分（以下「年齢区分」という。）ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所（法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）にあっては、同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分（以下「労働者枠」という。）を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

㈡　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

⑴　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。